半期報告書

(第10期中) 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

株式会社LTTバイオファーマ

東京都港区海岸一丁目2番20号

目次

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	3
4. 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1. 業績等の概要	4
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	5
4. 事業等のリスク	5
5. 経営上の重要な契約等	6
6. 研究開発活動	6
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6
第3 設備の状況	7
1. 主要な設備の状況	7
2. 設備の新設、除却等の計画	7
第4 提出会社の状況	7
1. 株式等の状況	7
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) ライツプランの内容	9
(5) 発行済株式総数、資本金等の状況	9
(6) 大株主の状況	10
(7) 議決権の状況	10
2. 株価の推移	11
3. 役員の状況	11
第 5 経理の状況	12
1. 中間連結財務諸表等	13
(1) 中間連結財務諸表	13
(2) その他	27
2. 中間財務諸表等	28
(1) 中間財務諸表	28
(2) その他	37
第 6 提出会社の参考情報	38
第二部 提出会社の保証会社等の情報	39

頁

[中間監査報告書]

【表紙】

 【提出書類】
 半期報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月11日

【中間会計期間】 第10期中(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社LTTバイオファーマ

【英訳名】 LTT Bio-Pharma Co., Ltd.

【電話番号】 03-5733-7391

【事務連絡者氏名】 臨床開発部長 村上 雅弘 【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目 2 番20号

【電話番号】 03-5733-7391

【事務連絡者氏名】 臨床開発部長 村上 雅弘

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】
- (1) 連結経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(千円)	_	_	52, 964	104, 562	102, 517
経常利益又は経常損失(△) (千円)	_	_	△69, 493	13, 763	△245, 905
中間(当期)純利益又は純損失(△) (千円)	_	_	△70, 188	47, 663	△438, 841
中間包括利益又は包括利益(千円)	_	_	△72, 013	1	△442, 939
純資産額(千円)	_	_	795, 598	1, 310, 550	867, 611
総資産額(千円)	_	_	843, 825	1, 361, 345	915, 996
1株当たり純資産額(円)	_	_	6, 033. 29	9, 938. 35	6, 579. 40
1株当たり中間(当期)純利益金額又は 純損失金額(△)(円)	_	_	△532. 26	361. 45	△3, 327. 88
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益金額(円)	_	_	_		_
自己資本比率(%)	_	_	94. 2	96. 3	94. 7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	_	_	△60, 281	△231, 191	△74, 413
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	_	_	4, 700	151, 185	293, 900
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	_	_	_	_	
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残 高 (千円)	_	_	730, 952	567, 047	786, 533
従業員数 (人)	_	_	8	10	9

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は、第8期中及び第9期中においては四半期報告書を提出しており、中間連結財務諸表は作成しておりません。従って、当該期の経営指標等については記載しておりません。
 - 3. 第9期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、1 株当たり当期純損失又は希薄化効果を有していないため記載しておりません。また、第10期中の潜在株式調 整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失金額である ため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(千円)	_	_	52, 714	58, 252	40, 268
経常利益又は経常損失(△) (千円)	_	_	△70, 082	49, 995	△213, 692
中間(当期)純利益又は純損失(△) (千円)	_	_	△70, 687	84, 076	△476, 478
資本金 (千円)	_	_	1, 852, 558	1, 852, 558	1, 852, 558
発行済株式総数 (株)	_	_	131, 868	131, 868	131, 868
純資産額(千円)	_	_	795, 099	1, 348, 187	867, 611
総資産額(千円)	_	_	843, 124	1, 398, 120	914, 245
1株当たり純資産額(円)	_	_	6, 029. 51	10, 223. 77	6, 579. 40
1株当たり中間(当期)純利益金額又は純 損失金額(△)(円)	_	_	△536. 05	637. 58	△3, 613. 30
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純 利益金額(円)	ı	ı		ı	ı
1株当たり配当額(円)					
自己資本比率(%)			94. 3	96. 4	94. 9
従業員数 (人)			8	10	9

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 当社は、第8期中及び第9期中においては四半期報告書を提出しており、中間財務諸表は作成しておりません。従って、当該期の経営指標等については記載しておりません。
 - 3. 第9期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権を発行しておりますが、1 株当たり当期純損失又は希薄化効果を有していないため記載しておりません。また、第10期中の潜在株式調 整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失金額である ため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当中間連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
創薬事業	4
全社 (共通)	4
合計	8

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
創薬事業	4
全社 (共通)	4
合計	8

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は作成していないため、前年同期との対比は行っておりません。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災による生産活動の落ち込みや個人消費の停滞、欧州の財政危機による円高の進行等により景気の先行きが不透明な状況が続きました。当社の属する医薬品業界は、新薬開発という観点において全般的に画期的新薬の創出が不足している上に、国内製薬会社を中心とした主力薬の特許失効や医療費抑制政策によって厳しい状況にあり、大手製薬会社によるバイオベンチャーとの業務提携や企業買収、後発医薬品市場への本格参入がより一層加速しております。

このような中で、当社の当中間連結会計期間の売上高は52,964千円、営業損失は94,565千円、経常損失は69,493 千円、中間純損失は70,188千円となりました。業績の状況は次のとおりであります。

創薬事業においては、韓国のChong Kun Dang Pharm Corp. と韓国全域を対象とする「PC-SOD(吸入製剤)」のライセンス契約を締結したため、契約一時金収入として売上を計上しております。これは、現在第Ⅱ相臨床試験の準備を進めております同パイプラインについて、日本及び韓国で共同治験を実施したのち、韓国における製品化を目指すため、現地の承認申請および販売を手掛ける有力なパートナーである同社へライセンスアウトしたものであります。

また、前連結会計年度に引き続き「ステルス型ナノ粒子PGE1製剤(LT-0101)」は、NEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)からの助成を受けて基礎研究を進めているため、当中間連結会計期間においても補助金収入を計上しております。

研究開発支出では、「ステルス型ナノ粒子PGE1製剤(LT-0101)」の基礎研究を一層加速するため、慶応義塾大学薬学部と共同研究開発契約を締結したことで、研究開発費を計上しました。これにより、当社の研究開発の特徴である産学連携を活かし、同パイプラインを早期に次の開発ステージへ進められるよう研究開発を継続しております。

なお、当社は誠に遺憾ながら平成23年8月9日付で上場廃止となりましたが、中期的な研究開発を進めるための資金は確保しており、上場廃止後も経営の継続性に大きな変化はありません。当社は今後とも、画期的な新薬創製を目指し全社一丸となって事業活動を推進して参ります。

※当社は単一セグメントであるため、セグメント業績の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は730,952千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは60,281千円の減少となりました。これは税金等調整前中間純損失69,493千円、貸倒引当金の減少額10,300千円、売上債権の減少額11,402千円、前渡金の増加額9,950千円、未収消費税等の減少額12,120千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは4,700千円の増加となりました。これは貸付金の回収による収入によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表は作成していないため、前年同期との対比は行っておりません。

(1) 生産実績

当社グループの業務は、業務の性格上、生産実績として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社グループの売上高は、特許権使用料による一時金及びロイヤリティであるため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
創薬事業	52, 964

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	当中間連結 (自平成23年 至平成23年	
	金額(千円)	割合 (%)
Chong Kun Dang Pharm Corp.	50,000	94. 4

- 2. 当該割合が100分の10未満の相手先は記載を省略しております。
- 3. 本表の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は次のとおりであります。

(訴訟リスク)

新たな訴訟の提起は以下のとおりであります。

實貴孝夫及び有限会社インテルウィット

(訴訟の提起があった裁判所及び年月日)

東京地方裁判所 平成23年8月18日 (訴状送達日:平成23年9月7日)

(訴訟を提起した者)

名 称:實貴孝夫及び有限会社インテルウィット

住 所:東京都文京区本駒込二丁目20番5号

会社代表者:取締役 實貴孝夫

(訴訟の原因及び提訴されるに至った経緯)

当社元役員を含む数名から、株式会社アスクレピオスと大手商社等が共同で行う病院再生事業の資金調達を名目とする投資スキームを勧められ、原告である實貴孝夫が平成19年12月19日に1億円、また、原告である有限会社インテルウィットが平成20年1月29日に3,000万円、平成20年2月19日に3,000万円をそれぞれ資金拠出したが、かかる拠出金の償還を受けられていないとの理由により提訴されたものであります。

(訴訟の内容及び請求額)

訴訟の内容:会社法第350条に基づく損害賠償請求

請求金額:8,800万円及び遅延損害金

(今後の見通し)

当社は、当社元役員による職務の執行としての関与はなかったこと等を主張しており、当社が請求を受ける理由はないものとして、法廷の場で適切に対応して参ります。

(上場廃止リスク)

当社は平成23年4月1日に監理銘柄(確認中)に指定されましたが、その後、平成23年7月8日より整理銘柄に 指定され平成23年8月9日付で東京証券取引所マザーズ市場への上場が廃止となりました。

当社は事業の継続性は維持しておりますが、上場廃止により当社株式の流動性が著しく低下しました。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は、77,265千円となっております。 当社は現在のところ、当社独自の研究施設を有しておらず、研究開発は産学連携を中心に外部機関と委託研究契約等を締結し、共同で研究開発活動を行っております。また、当中間連結会計期間における研究開発活動の状況は、以下のとおりであります。

(創薬事業)

① PC-SOD (吸入製剤)

「PC-SOD(吸入製剤)」は、現在のところ第Ⅱ相臨床試験を日本及び韓国の共同で実施する準備を進めておりますが、その一環として、韓国において同パイプラインをライセンスアウトしたChong Kun Dang Pharm Corp. 〜当社会長及び臨床開発部長が訪問し、研究開発に関する両社の協力体制について改めて確認が行われました。また同日、ソウル市内において第Ⅱ相臨床試験に参画予定の韓国側医師らを一堂に集めたドクターミーティングを開催しました。参加医師からは、日韓連携によるアジア発の画期的新薬の開発について強い賛同が示され、同パイプラインの詳細とその臨床試験の骨子について活発な意見交換が行われました。

② ステルス型ナノ粒子PGE1製剤(LT-0101)

「ステルス型ナノ粒子PGE1製剤(LT-0101)」について、基礎研究を一層加速するため、当社と慶応義塾大学薬学部との間で共同研究開発契約を締結しました。これにより当社の研究開発の特徴である産学連携を活かし、同パイプラインを早期に次の開発ステージへ進められるよう研究開発を継続して参ります。

③ その他の共同開発製剤について

共同開発製剤では、既に北京泰德制药股份有限公司に対しライセンスアウトを行った「PC-SOD(注射剤)」のIND申請が完了しました。今後は中国当局での審査を経て、臨床試験を開始する予定となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当中間連結会計期間の経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間の売上高は、52,964千円となりました。この主な要因は、韓国のChong Kun Dang Pharm Corp. と韓国全域を対象とする「PC-SOD(吸入製剤)」のライセンス契約を締結し、契約一時金収入を計上したことによるものであります。

(営業損失)

当中間連結会計期間の営業損失は、94,565千円となりました。この主な要因は、当社の主力パイプラインであり第II相臨床試験の準備を進めている「PC-SOD(吸入製剤)」に関する研究開発費を支出したこと及びNEDOの助成のもと研究開発を進めている「ステルス型ナノ粒子PGE1製剤(LT-0101)」に関して慶応義塾大学薬学部に対し共同研究費を支出したことによるものであります。

(経常損失)

当中間連結会計期間の経常損失は、69,493千円となりました。この主な要因は、NEDOの助成事業に採択されております「ステルス型ナノ粒子PGE1製剤(LT-0101)」の補助金収入によるものであります。

(中間純損失)

当中間連結会計期間の中間純損失は、70,188千円となりました。これは、法人税、住民税及び事業税を計上したことによるものであります。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

(4) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、DDS技術及びドラッグ・リプロファイリング(DR)研究を用いた医薬品の開発を主力事業として、人類の健康と福祉に貢献することを企業理念とするバイオベンチャー企業グループであります。

この企業理念を達成するために、当社は最先端の研究成果と最新の製剤技術を駆使することにより、患者様に有益でかつ安全な医薬品を速やかにお届けすることを目指しております。しかし、一般的に医薬品の開発は、基礎研究から実際に医薬品が上市されるまでに10~15年程度の長期間を要するほか、各フェーズに分かれた臨床試験を実施するにあたり莫大な費用がかかります。これらの研究開発を、当社グループのみの資金をはじめとした経営資源で賄うことは困難を極めるため、当社は産学連携を中心とした最先端の共同研究や外部機関への委託研究、また、公的機関からの助成金等によって研究開発を推進しております。

さらに当社グループのもつDDS技術やDR研究は、特徴として既存薬に関して改良または新たな作用を発見することで、新規医薬品開発に要する開発期間の大幅な短縮とコストの削減、開発の失敗リスクを低減することができます。

当社グループは、今後ともこのような体制のもと、難病に苦しむ患者様とそのご家族のもとへ有益でかつ安全な医薬品を早期にお届けできるよう事業活動に邁進していきたいと考えております。

なお、当社は平成23年8月9日付で当社株式が上場廃止になったことから、非上場会社の実情に合った経営体制の再構築に着手すると共に、経営の簡素化などコスト管理を徹底して参ります。また、新たな事業資金の確保も中長期的な課題であると認識しております。

第3【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設・除却

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な計画はありません。

(2) 重要な改修

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な計画はありません。

第4【提出会社の状況】

- 1 【株式等の状況】
 - (1) 【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

© Phile Control Section	
種類 発行可能株式総数 (株)	
普通株式	260, 000
計	260, 000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発 行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	131, 868	868 131,868 非上場		当社は単元株制度を採 用しておりません。
計	131, 868	131, 868	-	

- (注) 1. 提出日現在発行数には、平成23年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれておりません。
 - 2. 当社は、平成23年8月9日付で東京証券取引所(マザーズ)への上場が廃止となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成15年7月28日臨時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年10月31日)
新株予約権の数 (個)	156	156
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	156	156
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65, 000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月29日から 平成25年7月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500	同左
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権付与対象者 との間で締結した「新株予約 権割当契約書」の定めるとこ ろによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、担保権設定 はできません。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_	_

(注) 1. 当会社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については切捨てるものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

2. 当会社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して払込をすべき額(以下、「行使価額」という)を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切捨てるものとします。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{分割又は併合の比率}$

(平成17年6月28日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成23年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成23年10月31日)
新株予約権の数(個)	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	227, 135	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成24年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 227, 135 資本組入額 113, 568	同左
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権付与対象者 との間で締結した「新株予約 権割当契約書」の定めるとこ ろによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、担保権設定 はできません。	同左
代用払込みに関する事項	_	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	_	_

(注) 1. 当会社が株式分割又は併合を行う場合には、本新株予約権のうち、未行使の新株予約権の目的となる株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については切捨てるものとします。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

2. 当会社が株式分割又は併合を行う場合には、各新株予約権の行使に際して払込をすべき額(以下、「行使価額」という)を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切捨てるものとします。

調整後行使価額=調整前行使価額×
$$\frac{1}{分割又は併合の比率}$$

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年4月1日~ 平成23年9月30日	_	131, 868	_	1, 852, 558	_	_

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
北京泰德制药股份有限公司 (常任代理人みずほ証券株式会社)	中華人民共和国北京市北京経済技術開発区栄京東街8号 (東京都千代田区大手町1-5-1)	25, 320	19. 20
株式会社水島コーポレーション	東京都港区海岸1-2-20	23, 375	17.72
シティバンクホンコンピービージー クライアントホンコン (常任代理人シティバンク銀行 株式会社)	45/F CITIBANK TOWER CITIBANK PLAZA, 3, GARDEN ROAD, CENTRAL HONG KONG (東京都品川区東品川2-3-14)		4. 92
村上 修作	大阪府泉南市	4, 044	3.06
吉野 友裕	山梨県山梨市	2, 897	2. 19
遠藤 賢一	宮城県仙台市若林区	2, 651	2.01
細羽 強	岡山県井原市	2, 535	1. 92
佐藤 智之	栃木県那須塩原市	2, 204	1.67
秋元 利規	東京都小平市	2, 200	1.66
鶴見 達也	東京都町田市	1,670	1. 26
計	_	73, 396	55. 65

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 131,868	131, 868	_
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	131, 868	_	_
総株主の議決権	_	131, 868	_

②【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式数 に対する所有 株式数の割合 (%)
_	-	_	_	_	_
⊒ 1	-	_	_	_	_

2【株価の推移】

当該中間会計期間における月別最高・最低株価

月別	平成23年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	10, 290	7, 690	6, 500	5, 380	1, 758	_
最低 (円)	4, 500	5, 030	4, 900	1, 201	1, 250	_

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 (マザーズ) におけるものです。
 - 2. 平成23年8月9日付で上場廃止となったことに伴い、平成23年8月8日までの株価について記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社は、前年同期においては四半期報告書を提出しており、前中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の中間財務諸表は作成しておりません。従って、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の中間財務諸表について、日之出監査法人により中間監査を受けております。

(単位:千円)

	V/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(中位:1円)
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	786, 533	730, 952
受取手形及び売掛金	11, 402	_
前渡金	36, 790	46, 741
その他	21, 915	9, 270
流動資産合計	856, 641	786, 964
固定資産		
有形固定資産		
建物	5, 160	5, 160
減価償却累計額	△1,679	△1, 970
建物(純額)	3, 481	3, 190
機械装置及び運搬具	83, 301	83, 301
減価償却累計額	△54, 040	△54, 383
減損損失累計額	△27, 616	△27, 616
機械装置及び運搬具(純額)	1,644	1, 301
工具、器具及び備品	14, 365	14, 175
減価償却累計額	△ 4, 333	△4, 180
減損損失累計額	△9, 857	△9, 857
工具、器具及び備品(純額)	173	137
有形固定資産合計	5, 299	4, 629
投資その他の資産		
投資有価証券	36, 096	34, 271
長期貸付金	19, 100	8,800
敷金及び保証金	17, 959	17, 959
破産更生債権等	240, 000	240, 000
その他	2, 362	2, 362
貸倒引当金	<u>△</u> 261, 462	△251, 162
投資その他の資産合計	54, 055	52, 230
固定資産合計	59, 355	56, 860
資産合計	915, 996	843, 825

(単位:千円)

		(単位:十円)
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1, 571	_
未払金	4, 213	5, 725
預り金	1, 176	1, 270
債務保証損失引当金	30, 000	30, 000
その他	2, 972	2, 919
流動負債合計	39, 933	39, 915
固定負債		
退職給付引当金	8, 451	8, 311
固定負債合計	8, 451	8, 311
負債合計	48, 385	48, 226
純資産の部		
株主資本		
資本金	1, 852, 558	1, 852, 558
利益剰余金	△980, 848	△1, 051, 037
株主資本合計	871, 709	801, 521
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△4, 098	△5, 922
その他の包括利益累計額合計	△4, 098	△5, 922
純資産合計	867, 611	795, 598
負債純資産合計	915, 996	843, 825

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

	(単位:千円)
	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	52, 964
売上原価	204
売上総利益	52, 760
販売費及び一般管理費	
研究開発費	*1 77, 265
その他	<u>*2</u> 70, 060
販売費及び一般管理費合計	147, 325
営業損失(△)	\triangle 94, 565
営業外収益	
受取利息	213
補助金収入	17, 623
貸倒引当金戻入額	4, 700
その他	2, 535
営業外収益合計	25, 071
経常損失(△)	△69, 493
税金等調整前中間純損失(△)	△69, 493
法人税、住民税及び事業税	695
法人税等合計	695
少数株主損益調整前中間純損失(△)	△70, 188
中間純損失(△)	△70, 188

【中間連結包括利益計算書】

	(単位:千円)
	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純損失(△)	△70, 188
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△1,824
その他の包括利益合計	△1,824
中間包括利益	△72, 013
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△72, 013
少数株主に係る中間包括利益	_

(単位:千円)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1, 852, 558
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	_
当中間期末残高	1, 852, 558
利益剰余金	
当期首残高	△980, 848
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△70, 188
当中間期変動額合計	△70, 188
当中間期末残高	$\triangle 1,051,037$
株主資本合計	
当期首残高	871, 709
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△70, 188
当中間期変動額合計	△70, 188
当中間期末残高	801, 521
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△4, 098
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△1, 824
当中間期変動額合計	△1,824
当中間期末残高	\triangle 5, 922
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4, 098
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△1,824
当中間期変動額合計	△1,824
当中間期末残高	\triangle 5, 922
純資産合計	
当期首残高	867, 611
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△70, 188
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△1, 824
当中間期変動額合計	△72, 013
当中間期末残高	795, 598

(単位:千円)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

	至	平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失 (△)		△69, 493
減価償却費		669
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△140
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△10, 300
受取利息及び受取配当金		△213
売上債権の増減額(△は増加)		11, 402
前渡金の増減額(△は増加)		△9, 950
仕入債務の増減額(△は減少)		$\triangle 1,571$
未払金の増減額(△は減少)		1, 511
未収消費税等の増減額(△は増加)		12, 120
その他		6,810
小計 		△59, 154
利息及び配当金の受取額		213
法人税等の支払額		△1, 340
営業活動によるキャッシュ・フロー		△60, 281
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付金の回収による収入		4, 700
投資活動によるキャッシュ・フロー		4, 700
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△55, 581
現金及び現金同等物の期首残高		786, 533
現金及び現金同等物の中間期末残高		* 730, 952

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

十间连帕粉粉帕衣 F/成ックにゅうック	
項目	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社数1 社連結子会社の名称(㈱マシンパーツ販売
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社数 1社 持分法適用の関連会社の名称 (㈱I&L Anti-Aging Management
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	全ての連結子会社の中間期の末日は中間連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法(2) 重要な減価償却資産の減価償	①有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 ①有形固定資産
却の方法	定率法 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 機械装置及び運搬具 6年 工具、器具及び備品 6年
(3) 重要な引当金の計上基準	①貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。 ②債務保証損失引当金 債務保証の履行に伴い発生する損失に備えるため、損失見込額を計上しております。 ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
(4) 中間連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
(5) その他中間連結財務諸表作成 のための重要な事項	①消費税等の会計処理 消費税等は、税抜方式により処理しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正 に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

偶発債務

①SP&W・アスクレピオス投資事業組合3号

(訴訟の提起があった裁判所及び年月日)

東京地方裁判所 平成20年4月28日(訴状送達日: 平成20年5月22日)

当中間連結会計期間

(平成23年9月30日)

(訴訟を提起した者)

商 号: SP&W・アスクレピオス投資事業組合

3 号

本店所在地:東京都港区虎ノ門五丁目11番1号 代表者:業務執行組合員 BigRiver株式会社

代表取締役デービッド・ザイデン

(訴訟の原因及び提訴されるに至った経緯)

原告が大手商社の保証を前提とした投資案件に対し、大手商社らと契約のうえ、平成19年11月30日付けで80億円を投資したが、償還期限である平成20年3月19日を過ぎても大手商社からの支払が実行されなかったとして、大手商社らを提訴すると共に、かかるスキームに当社元役員が関与していたとして会社法第350条等を根拠に当社が提訴されたものであります。

(訴訟の内容及び請求額)

訴訟の内容:会社法第350条等に基づく損害賠償請求 請求金額:88億円及び遅延損害金

(今後の見通し)

本訴が提起されてから3年以上が経過しますが、関連する刑事裁判が並行して進められていることもあり、大きな進捗はありません。当社は、当社元役員による職務の執行としての関与はなかったこと等を主張しており、今後とも当社が請求を受ける理由はないものとして、法廷の場で適切に対応して参ります。

なお、当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない 負担金額については、中間連結財務諸表に計上しておりません。

偶発債務

SP&W・アスクレピオス投資事業組合3号

(訴訟の提起があった裁判所及び年月日)

東京地方裁判所 平成20年4月28日(訴状送達日: 平成20年5月22日)

(訴訟を提起した者)

商 号:SP&W・アスクレピオス投資事業組合

3 号

本店所在地:東京都港区虎ノ門五丁目11番1号 代表者:業務執行組合員BigRiver株式会社

(訴訟の原因及び提訴されるに至った経緯)

代表取締役デービッド・ザイデン

原告が大手商社の保証を前提とした投資案件に対し、大手商社らと契約のうえ、平成19年11月30日付けで80億円を投資したが、償還期限である平成20年3月19日を過ぎても大手商社からの支払が実行されなかったとして、大手商社らを提訴すると共に、かかるスキームに当社元役員が関与していたとして会社法第350条等を根拠に当社が予備的に提訴されたも

のであります。

(訴訟の内容及び請求額)

訴訟の内容:会社法第350条等に基づく損害賠償請求 (当社を予備的な被告とするもの)

請求金額 :88億円及び遅延損害金

(今後の見通し)

本訴が提起されてから3年が経過しますが、関連する刑事裁判が並行して進められていることもあり、大きな進捗はありません。当社は、当社元役員による職務の執行としての関与はなかったこと等を主張しており、今後とも当社が請求を受ける理由はないものとして、法廷の場で適切に対応して参ります。

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	(平成23年9月30日) ②實貴孝夫及び有限会社インテルウィット (訴訟の提起があった裁判所及び年月日) 東京地方裁判所 平成23年8月18日 (訴状送達日: 平成23年9月7日) (訴訟を提起した者) 名 称:實貴孝夫及び有限会社インテルウィット 住 所:東京都文京区本駒込二丁目20番5号 会社代表者:取締役 實貴孝夫 (訴訟の原因及び提訴されるに至った経緯) 当社元役員を含む数名から、株式会社アスクレピオスと大手商社等が共同で行う病院再生事業の資金調達を名目とする投資スキームを勧められ、原告である有限会社インテルウィットが平成20年1月29日に3,000万円、平成20年2月19日に1,000万円をそれぞれ資金拠出したが、かかる拠出金の償還を受けられていないとの理由により提訴されたものであります。 (訴訟の内容及び請求額) 訴訟の内容及び請求額) 訴訟の内容に会社法第350条に基づく損害賠償請求請求金額:8,800万円及び遅延損害金 (今後の見通し) 当社は、当社元役員による職務の執行としての関与はなかったこと等を主張しており、当社が請求を受ける理由はないものとして、法廷の場で適切に対応して参ります。 なお、当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得ら	
	れていないため、その判決により生ずるかもしれない 負担金額については、中間連結財務諸表に計上してお りません。	

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

※1 研究開発費の総額は77,265千円で主要な費目及び金額は次のとおりであります。

役員報酬4,569千円給与11,702地代家賃4,767試験委託費29,165特許出願料12,597

※2 その他の販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

役員報酬18,933千円給与9,456支払報酬21,503租税公課7,290

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期間未株式数(株)
発行済株式				
普通株式	131, 868	_	_	131, 868
合計	131, 868	_	_	131, 868
自己株式				
普通株式	_	_	_	_
合計	_	_	_	_

- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 配当に関する事項 該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	(中间連結イヤツンユ・フロー)	异音閃体/	
		当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
*	現金及び現金同等物の中間期末残	高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成23年9月30日現在)		
	現金及び預金勘定	730,952千円	
	預入期間が3か月を超える定期預金	<u></u>	
	現金及び現金同等物	730, 952	

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合 計
取得価額相当額 (千円)	2, 764	2, 372	5, 136
減価償却累計額 相当額 (千円)	1, 703	1, 512	3, 215
減損損失累計額 相当額 (千円)	1, 061	859	1, 921
期末残高 相当額 (千円)	_	_	_

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損 勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

 1年内
 -千円

 1年超
 -千円

 合計
 -千円

リース資産減損勘定期末残高 -千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 786千円

リース資産減損勘定の取崩額 774千円

支払利息相当額 11千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息 法によっております。

- 23 -

(金融商品関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	786, 533	786, 533	_
(2) 破産更生債権等	240, 000		
貸倒引当金(※1)	$\triangle 240,000$		
	_	_	_
資産計	786, 533	786, 533	-

- (※1) 破産更生債権等に個別計上している貸倒引当金を控除しております。
 - (注)1 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 破産更生債権等

見積将来キャッシュフローの現在価値に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	730, 952	730, 952	_
(2) 破産更生債権等	240, 000		
貸倒引当金(※1)	△240, 000		
	_	-	-
資産計	730, 952	730, 952	_

- (※1) 破産更生債権等に個別計上している貸倒引当金を控除しております。
 - (注)1 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 破産更生債権等

見積将来キャッシュフローの現在価値に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

1. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について1,841千円の減損処理を行っております。 なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。 当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

金額的重要性が乏しい為、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

金額的重要性が乏しい為、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度においてEIP事業を営んでおりました㈱マシンパーツ販売が平成23年3月31日をもって営業停止したことに伴い、当中間連結会計期間より「創薬事業」「EIP事業」の2区分から「創薬事業」の単一セグメントに変更しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	韓国	合計
2, 964	50, 000	52, 964

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の合計額に占める割合が100%であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Chong Kun Dang Pharm Corp.	50,000	創薬事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△532. 26円
(算定上の基礎)	
中間純損失金額(△)(千円)	△70, 188
普通株主に帰属しない金額(千 円)	_
普通株式に係る中間純損失金額 (△)(千円)	△70, 188
普通株式の期中平均株式数(株)	131, 868
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年7月28日 新株予約権 156個 平成17年6月28日 新株予約権 300個 これらの詳細につきましては、第4提 出会社の状況 1.株式等の状況 (2)新株予約権等の状況に記載のと おりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	6, 579. 40円	6, 033. 29円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	867, 611	795, 598
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	_	_
普通株式に係る中間期末 (期末) の純 資産額 (千円)	867, 611	795, 598
1株当たり純資産額の算定に用いられ た中間期末(期末)の普通株式の数 (株)	131, 868	131, 868

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

(1)【中間財務諸表】 ①【中間貸借対照表】

(単位:千円) 前事業年度 当中間会計期間 (平成23年3月31日) (平成23年9月30日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 771, 728 725, 261 売掛金 750 前渡金 34,823 46, 741 前払費用 3, 455 2,586 未収消費税等 15,901 3, 781 未収入金 682 その他 2,557 2,903 781, 272 流動資産合計 829, 899 固定資産 有形固定資産 建物 5, 160 5, 160 減価償却累計額 $\triangle 1,679$ △1,970 建物 (純額) 3,481 3, 190 機械及び装置 7,415 7,415 減価償却累計額 △5,770 △6, 113 機械及び装置 (純額) 1,644 1,301 工具、器具及び備品 14, 365 14, 175 減価償却累計額 △4, 333 △4, 180 △9,857 △9,857 減損損失累計額 工具、器具及び備品(純額) 173 137 5, 299 4,629 有形固定資産合計 投資その他の資産 関係会社株式 34, 271 36,096 長期貸付金 19, 100 8,800 関係会社長期貸付金 75,000 55,000 敷金及び保証金 17,959 17, 959 破産更生債権等 240,000 240,000 貸倒引当金 △309, 109 △298, 809 79,046 57, 221 投資その他の資産合計 固定資産合計 84, 345 61,851 資産合計 914, 245 843, 124

(単位: 千円)

		(<u></u> 単位:十円)
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金	4, 213	5, 725
未払費用	378	631
未払法人税等	2, 413	2, 086
預り金	1, 176	1, 270
債務保証損失引当金	30,000	30, 000
流動負債合計	38, 182	39, 713
固定負債		
退職給付引当金	8, 451	8, 311
固定負債合計	8, 451	8, 311
負債合計	46, 633	48, 024
純資産の部		
株主資本		
資本金	1, 852, 558	1, 852, 558
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△980, 848	△1, 051, 536
利益剰余金合計	△980, 848	△1, 051, 536
株主資本合計	871, 709	801, 022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△4, 098	△5, 922
評価・換算差額等合計	△4, 098	△5, 922
純資産合計	867, 611	795, 099
負債純資産合計	914, 245	843, 124

②【中間損益計算書】

②【甲间損益計昇書】	
	(単位:千円)
	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
売上高	52, 714
売上原価	<u> </u>
売上総利益	52, 714
販売費及び一般管理費	
研究開発費	77, 265
その他	69, 313
販売費及び一般管理費合計	146, 578
営業損失(△)	△93, 864
営業外収益	
受取利息	1, 172
補助金収入	17, 623
貸倒引当金戻入額	4, 700
その他	285
営業外収益合計	23, 781
経常損失 (△)	△70, 082
税引前中間純損失 (△)	△70, 082
法人税、住民税及び事業税	605
法人税等合計	605
中間純損失(△)	△70, 687

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

		至	平成23年9月30日)
株主資本			
資本金			
当期首残高			1, 852, 558
当中間期変動額			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高			1, 852, 558
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高			△980, 848
当中間期変動額			A 50 005
中間純損失(△)			△70, 687
当中間期変動額合計			△70, 687
当中間期末残高			△1, 051, 536
利益剰余金合計			
当期首残高			△980, 848
当中間期変動額			
中間純損失(△)			△70, 687
当中間期変動額合計			△70, 687
当中間期末残高			$\triangle 1,051,536$
株主資本合計			
当期首残高			871, 709
当中間期変動額			
中間純損失(△)			△70, 687
当中間期変動額合計			△70, 687
当中間期末残高			801, 022
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
当期首残高			△4, 098
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 額)	(純		△1, 824
当中間期変動額合計			△1,824
当中間期末残高			△5, 922
評価・換算差額等合計			
当期首残高			△4, 098
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 額)	(純		△1,824
当中間期変動額合計			△1,824
当中間期末残高			△5, 922

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

純資産合計	
当期首残高	867, 611
当中間期変動額	
中間純損失(△)	△70, 687
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	△1,824
当中間期変動額合計	△72, 512
当中間期末残高	795, 099

【重要な会計方針】

単安は云町刀町		
項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
1. 資産の評価基準及び評価方法	子会社及び関連会社株式	
	移動平均法による原価法	
	その他有価証券	
	時価のないもの	
	移動平均法による原価法	
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)	
	定率法	
	主な耐用年数は以下のとおりであります。	
	建物 15年	
	機械及び装置 6年	
	工具、器具及び備品 6年	
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	
	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に	
	より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回	
	収不能見込額を計上することとしております。	
	(2)債務保証損失引当金	
	債務保証の履行に伴い発生する損失に備えるため、損失見込額を計上して	
	おります。	
	(3) 退職給付引当金	
	従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務	
	の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を	
	計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のため	(1) 消費税等の会計処理	
の基本となる重要な事項	消費税等は、税抜方式により処理しております。	

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)

偶発債務

SP&W・アスクレピオス投資事業組合3号

(訴訟の提起があった裁判所及び年月日)

東京地方裁判所 平成20年4月28日(訴状送達日: 平成20年5月22日)

(訴訟を提起した者)

商 号:SP&W・アスクレピオス投資事業組合

3号

本店所在地:東京都港区虎ノ門五丁目11番1号 代表者:業務執行組合員 BigRiver株式会社 代表取締役デービッド・ザイデン

(訴訟の原因及び提訴されるに至った経緯)

原告が大手商社の保証を前提とした投資案件に対し、大手商社らと契約のうえ、平成19年11月30日付けで80億円を投資したが、償還期限である平成20年3月19日を過ぎても大手商社からの支払が実行されなかったとして、大手商社らを提訴すると共に、かかるスキームに当社元役員が関与していたとして会社法第350条等を根拠に当社が予備的に提訴されたものであります。

(訴訟の内容及び請求額)

訴訟の内容:会社法第350条等に基づく損害賠償請求 (当社を予備的な被告とするもの)

請求金額 : 88億円及び遅延損害金

(今後の見通し)

本訴が提起されてから3年が経過しますが、関連する刑事裁判が並行して進められていることもあり、大きな進捗はありません。当社は、当社元役員による職務の執行としての関与はなかったこと等を主張しており、今後とも当社が請求を受ける理由はないものとして、法廷の場で適切に対応して参ります。

当中間会計期間 (平成23年9月30日)

1. 偶発債務

①SP&W・アスクレピオス投資事業組合3号

(訴訟の提起があった裁判所及び年月日)

東京地方裁判所 平成20年4月28日(訴状送達日: 平成20年5月22日)

(訴訟を提起した者)

号:SP&W・アスクレピオス投資事業組合

3号

本店所在地:東京都港区虎ノ門五丁目11番1号 代表者:業務執行組合員 BigRiver株式会社 代表取締役デービッド・ザイデン

(訴訟の原因及び提訴されるに至った経緯)

原告が大手商社の保証を前提とした投資案件に対し、大手商社らと契約のうえ、平成19年11月30日付けで80億円を投資したが、償還期限である平成20年3月19日を過ぎても大手商社からの支払が実行されなかったとして、大手商社らを提訴すると共に、かかるスキームに当社元役員が関与していたとして会社法第350条等を根拠に当社が提訴されたものであります。

(訴訟の内容及び請求額)

訴訟の内容:会社法第350条等に基づく損害賠償請求 請求金額:88億円及び遅延損害金

(今後の見通し)

本訴が提起されてから3年以上が経過しますが、関連する刑事裁判が並行して進められていることもあり、大きな進捗はありません。当社は、当社元役員による職務の執行としての関与はなかったこと等を主張しており、今後とも当社が請求を受ける理由はないものとして、法廷の場で適切に対応して参ります。

なお、当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない 負担金額については、中間財務諸表に計上しておりません。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
	②實貴孝夫及び有限会社インテルウィット (訴訟の提起があった裁判所及び年月日) 東京地方裁判所 平成23年8月18日 (訴状送達日: 平成23年9月7日) (訴訟を提起した者) 名 称:實貴孝夫及び有限会社インテルウィット住 所:東京都文京区本駒込二丁目20番5号会社代表者:取締役 實貴孝夫 (訴訟の原因及び提訴されるに至った経緯) 当社元役員を含む数名から、株式会社アスクレピオスと大手商社等が共同で行う病院再生事業の資金調達を名目とする投資スキームを勧められ、原告である實貴孝夫が平成19年12月19日に1億円、また、原告である有限会社インテルウィットが平成20年1月29日に3,000万円、平成20年2月19日に3,000万円をそれぞれ資金拠出したが、かかる拠出金の償還を受けられていないとの理由により提訴されたものであります。 (訴訟の内容及び請求額) 訴訟の内容と社法第350条に基づく損害賠償請求請求金額:8,800万円及び遅延損害金(今後の見通し) 当社は、当社元役員による職務の執行としての関与はなかったこと等を主張しており、当社が請求を受ける理由はないものとして、法廷の場で適切に対応して参ります。 なお、当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については、中間財務諸表に計上しておりません。
	※2. 消費税等の取扱い 当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消 費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示し ております。

(中間損益計算書関係)

	(1) (4) (400) (2) (4) (4)	
当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		(自 平成23年4月1日
	減価償却実施額	
	有形固定資産	669千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	工具、器具及 び備品	ソフトウェア	合 計
取得価額相当額 (千円)	2, 764	2, 372	5, 136
減価償却累計額 相当額 (千円)	1, 703	1, 512	3, 215
減損損失累計額 相当額 (千円)	1, 061	859	1, 921
期末残高 相当額 (千円)	_	_	_

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損 勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

 1年内
 -千円

 1年超
 -千円

 合計
 -千円

リース資産減損勘定期末残高 -千円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 786千円

リース資産減損勘定の取崩額 774千円

支払利息相当額 11千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額 を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息 法によっております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

金額的重要性が乏しい為、記載を省略しております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

金額的重要性が乏しい為、記載を省略しております。

- 36 -

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純損失金額(△)	△536. 05円
(算定上の基礎)	
中間純損失金額(△)(千円)	△70, 687
普通株主に帰属しない金額(千 円)	_
普通株式に係る中間純損失金額 (△)(千円)	△70, 687
普通株式の期中平均株式数 (株)	131, 868
希薄化効果を有しないため、潜在株	新株予約権
式調整後1株当たり中間純利益金額	株主総会の特別決議日
の算定に含めなかった潜在株式の概	平成15年7月28日
要	新株予約権 156個
	平成17年6月28日
	新株予約権 300個
	これらの詳細につきましては、第4提
	出会社の状況 1. 株式等の状況
	(2) 新株予約権等の状況に記載のと
	おりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失金額であるため記載しておりません。

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	6, 579. 40円	6, 029. 51円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	867, 611	795, 099
純資産の部の合計額から控除する 金額 (千円)	_	_
普通株式に係る中間期末(期末) の純資産額(千円)	867, 611	795, 099
1株当たり純資産額の算定に用い られた中間期末(期末)の普通株 式の数(株)	131, 868	131, 868

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始目から半期報告書提出目までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第9期)(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

平成23年6月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成23年8月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月28日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月11日

株式会社LTTバイオファーマ

取締役会 御中

日之出監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

代表社員 業務執行社員 公認会計士 吉村 潤一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社LTTバイオファーマの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

注記事項(中間連結貸借対照表関係)に記載されているとおり、会社は、会社法第350条等に基づく損害賠償請求訴訟の被告となっている。請求金額は88億円及び遅延損害金等であるが、会社は請求を受ける理由はないと判断している。当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については、中間連結財務諸表に計上されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DJ F

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会 社が別途保管しております。
 - 2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月11日

株式会社LTTバイオファーマ

取締役会 御中

日之出監査法人

代表社員 公認会計士 小田 哲生 印 業務執行社員

代表社員 公認会計士 吉村 潤一 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社LTTバイオファーマの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社LTTバイオファーマの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

注記事項(中間貸借対照表関係)に記載されているとおり、会社は、会社法第350条等に基づく損害賠償請求訴訟の被告となっている。請求金額は88億円及び遅延損害金等であるが、会社は請求を受ける理由はないと判断している。当該訴訟の最終的な結論は現在のところ得られていないため、その判決により生ずるかもしれない負担金額については、中間財務諸表に計上されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社 が別途保管しております。
 - 2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。